

## 定例監査の結果について

令和 4 年 12 月 16 日

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 船戸 淳

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 稲葉 民治

愛知県後期高齢者医療広域連合監査基準の規定に従い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

(別紙)

## 定例監査報告書

### 第 1 監査の種類

定例監査（地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査）

### 第 2 監査実施年月日

令和 4 年 11 月 1 日（火）～令和 4 年 12 月 16 日（木）

### 第 3 監査の対象

令和 4 年度上半期（令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで）に執行された事務（特定個人情報保護に係る事務を含む。）を対象とする。

ただし、必要があると認めた過年度に執行された事務を含む。

### 第 4 監査の方法

事務局職員立会いの下、諸帳簿その他関係書類を調査するとともに、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性、並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。

### 第 5 監査の結果

令和 4 年度上半期分における事務処理については、法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認められた。